

東郷町公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき東郷町が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理者)

第3条 公共基準点の管理者は町長とする。又、管理保全の主管課は、経済建設部建設課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1）により町長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2）により使用承認を受けるものとする。

2 前項の規定により公共基準点の使用承認を受けた者は、使用後に公共基準点使用報告書（様式第3）により町長に使用結果を報告するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、町職員又は公共基準点の設置されている土地、建物の所有者及び管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近で次に掲げる工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4）を町長（経済建設部所管の工事にあつては建設課長）に提出し、町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条に規定する公共基準点の一時撤去及び移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち工事又は杭抜き工事のうち、公共基準点から杭又は、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為

- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれのある工事等
- 2 前項に規定する公共基準点付近での工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図又は町長の指示する測量資料
 - (3) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺の全引照点が確認できるもの）
- 3 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5）を町長（経済建設部所管の工事にあつては建設課長）に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 前項の公共基準点付近での工事しゅん工報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図及び町長又は建設課長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 5 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者（経済建設部所管の工事を除く。）は公共基準点復旧承認申請書（様式第6）により町長に申請し、復旧承認を受けなければならない。
- 6 経済建設部所管の工事において、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は建設課長と公共基準点の復旧について協議しなければならない。
- 7 町長は、第5項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点復旧承認書（様式第7）により申請者に通知しなければならない。

（一時撤去及び移転）

- 第6条 工事施工者（経済建設部所管の工事及び公共基準点の設置されている土地所有者等の行う工事を除く。）は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じたときは、当該行為を行う日の14日前までに公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 経済建設部所管の工事にあつては、工事施工者は、「公共基準点（一時撤去・移転）協議書（様式第9）により建設課長と協議し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前2項に規定する公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書及び公共基準点（一時撤去・移転）協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない

い。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 再設置位置図（再設置前及び再設置後の位置の関係が確認できるもの）

4 町長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第10）により申請者に通知しなければならない。

5 建設課長は、第2項の協議があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第11）により協議者に通知しなければならない。

6 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるときは、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第12）を一時撤去又は移転を希望する日の14日前までに町長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、町長と協議の上変更することができる。

3 前2項の規定は、工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合に準用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は東郷町が行うものとする。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
- (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正に必要な手続きは、測量法その他関係法令に基づき東郷町が行うものとする。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と町長と協議の上施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に町長と協議しなければならない。

2 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

3 設置工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式第13)を前項の写真とともに町長に、経済建設部所管の工事にあつては、公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式第14)を建設課長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。